

松山観光バス株式会社

睡眠時無呼吸症候群（SAS）取扱規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、当社における睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という）のスクリーニング検査と精密検査及び治療に係る運転者との取り決めである。

第2章 SAS簡易検査の実施

（検査対象者）

第2条 検査対象者は、既にSASと診断され経鼻持続陽圧呼吸療法（以下「CPAP」という）による治療を継続している者除く運転者全員とする。

（検査方法及び機関の決定）

第3条 パルスオキシメトリ法またはフローセンサ法等によるスクリーニング検査を検査機関で受けることとする。

（検査頻度）

第4条 第2条にて検査対象者に該当した者について、全運転者が2年に1度の頻度で検査を実施することとする。

（検査手順）

第5条 以下の手順で行うこととする。

- （1） 検査機関から営業所に人数分の検査キットが直接送付される。
- （2） 検査対象者リストに従い、営業所で対象者全員に検査キットを配布する。検査キットには検査機器のほか「問診票」「検査の手引き」などが入っている。
- （3） 対象者は問診票に必要事項を記入、自宅で検査機器を装着して一晩就寝し測定する。検査機器の装着方法および注意事項は「検査の手引き」を参照。
- （4） 営業所で検査キットを回収、問診票の記入漏れを確認した後、全員分まとめて検査機関に直接返送する。

（説明会の開催）

第6条 年度のスクリーニング検査の実施に伴い、検査方法及び手順についての説明会を執り行うこととする。

(検査費用)

- 第7条 スクリーニング検査に関しては、当社が検査にかかる費用を全額負担するものとする。
- なお、助成金が支払われた場合の費用に関しては当社が助成額を差し引いた金額を負担することとする。

(検査結果の確認)

- 第8条 検査機関より受けたスクリーニング検査の個人結果を当社で確認することとする。さらに、「要精密検査」と診断された者に関しては速やかに受診を促すこととする。

第3章 精密検査の受診

(精密検査受診対象者)

- 第9条 SAS スクリーニング検査の結果、「要精密検査」の者とする。

(受診方法)

- 第10条 検査結果に同封の「精密検査実施病院リスト」を参照し、各自で精密検査を受診することとする。(精密検査は通常一泊検査となる。)
- ※その際、検査結果及び検査結果に同封の「紹介状」を必ず持参し精密検査受診医療機関に提出することとする。

(検査結果の報告)

- 第11条 精密検査を受けた者は検査が終わり、検査結果が届き次第、書面にて速やかに会社に報告することとする。

(精密検査後の治療について)

- 第12条 精密検査の結果「要治療」と診断された者は、主治医の指示に従い治療を速やかに開始する。また、治療状況を毎日運行管理者に報告することとする。

(治療を開始した者への対処)

- 第13条 要治療と判断された者に対する乗務可否の判断は、専門医、産業医、管理者、運転者の意見や治療状況等を勘案し、当社が総合的に判断する。

(上記の処遇に関して)

- 第14条 SAS と判断された者に対する、正当な理由によらない解雇等の扱いは行わないこととする。もし、対象者もしくは第三者が不当な行為であると判断しうる事象が発生した場合

合には、当社が適切な説明責任を果たせない場合、当処置を無効とする。

第4章 個人情報

(個人情報の取扱)

第15条 当社においては、スクリーニング検査及び精密検査の結果等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずるものとする。

2. 下記各号に従って適切に個人情報を取り扱うこととする。

- (1) 保管する個人情報を含む文書は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努める。
- (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させない。
- (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに投棄する。
- (4) 個人情報を含む文書は、みだりに複写しない。

附則

本規程は、令和6年12月1日より実施する。

以 上